

もと 主水だより

第92号 令和3年11月19日発行

国土交通省 関東地方整備局
江戸川河川事務所 松戸出張所
〒271-0042 松戸市主水新田102
TEL 047(343)3722

坂川放水路における水質事故の対応を行いました

11月4日(木)に稲荷大橋付近で河川巡視員が油膜を発見しました。
流山市が神明堀に設置した対策工のほかに、松戸出張所では江戸川への流入を防ぐためにオイルフェンス等を設置しました。
今後も関係機関と連携し、安全が確認されるまで必要な対応策を続けます。



オイルマットの設置状況



仲道橋に設置した対策工

河川敷に悪質な不法投棄(家庭ゴミ)を発見、 警察に通報しました

11月1日(月)に江戸川の河川敷に家庭ゴミの投棄を河川巡視員が確認しました。
その後、流山警察署に通報し、11月8日(月)に警察と現地立会を実施しました。
不法投棄は、「河川法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為です。今後も、河川巡視等により発見した悪質な不法行為に対しては、ただちに警察に通報し原因者の特定に努めて参ります。

●罰則について

・河川法

3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金。

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金(法人等の場合は3億円以下の罰金)に処せられる場合があります。



家庭ゴミの不法投棄

出張所だよりは江戸川河川事務所のホームページに(<https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/index.html>)掲載しています。